

道路占用許可申請書

新 規	更 新	変 更	練土管第	号
			年 月 日	
			年 月 日	

練馬区長 殿

〒
住所
氏名



TEL

道路法第32条の規定により許可を申請します。

担当者
TEL

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所				
占用物件	名称	規模	数量		
占用の期間	年 月 日 から	間	占用物件の構造		
工事の期間	年 月 日 から	間	工事実施の方法		
道路の復旧方法備考			添付書類		

記載要領

1.

新 規	更 新	変 更
--------	--------	--------

については、該当するものを で囲み、更新・変更の場合は、従前の許可書または回答書の番号および年月日を記載すること。
2. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称および代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
3. 申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合または申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
4. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを で囲むこと。
5. 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
6. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

道路占用許可申請書

納付番号				
新	更	変	練土管第	号
規	新	更	年 月 日	
			年 月 日	

〒
住所
氏名

TEL

担当者
TEL

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所				
占用物件	名称	規模	数量		
占用の期間	年 月 日 から	間	占用物件の構造		
工事の期間	年 月 日 から	間	工事実施の方法		
道路の復旧方法			添付書類		
占用料				(年度分、別途発行する納入通知書により納付すること。) 次年度以降の占用料は、毎年度決定し通知する。	
	内訳	減免の根拠 条例第3条第号 基準 - -			
主管課長	文書主任	主管係長	係員	根拠法規	練土管第 号
				道路法 第 条 第 項 第 号	收受 年 月 日
				同施行令第7条 第 号	起案 年 月 日
				道路占用許可基準 () 該当	決定 年 月 日
上記申請について、別紙の条件を付して許可する。 また、練馬区「特別区道」道路占用料等徴収条例第2条に基づき算出した 年度分道路占用料について、別紙のとおり調定額を会計管理者に通知する。				保存年限	年 年 月まで
				公開の可否	可 一部可() 否
所轄警察署の意見欄				発送	年 月 日
第 号 年 月 日 警察署長 印				分類	年 月 日
				公押印照合印	/ 原簿記帳

道路占用許可申請書

新 規	更 新	変 更	練土管第	号
			年 月 日	
			年 月 日	

〒
住所
氏名

TEL

担当者
TEL

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所				
占用物件	名	称	規	模	数
					量
占用の期間	年	月	日	から	占用物件 の構造
	年	月	日	まで	
工事の期間	年	月	日	から	工事实施 の方法
	年	月	日	まで	
道路 の 復旧方法				添付書類	
占用料					(年度分。別途発行する納入通知書により納付すること。) 次年度以降の占用料は、毎年度決定し通知する。
	内訳				
監督依頼書					練土管第 号 年 月 日
殿					
上記の 申請 については、別紙の条件を付して 許可 したので、通知する。					

道路占用許可書

新 規	更 新	変 更	練土管第	号
			年 月 日	
			年 月 日	

〒
住所
氏名

TEL
担当者
TEL

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所				
占用物件	名称	規模	数量		
占用の期間	年 月 日 から	間	占用物件の構造		
工事の期間	年 月 日 から	間	工事実施の方法		
道路の復旧方法				添付書類	
占用料	(年度分。別途発行する納入通知書により納付すること。) 次年度以降の占用料は、毎年度決定し通知する。				
	内訳	減免の根拠 条例第3条第号 基準 - -			

練土管第 号

年 月 日付けで申請のあった道路占用 新規更新変更 については、

道路法第32条第 項の規定により、別紙の条件を付して 許可 する。

年 月 日

練馬区長 印

(教示)
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)